

令和2年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和2年7月17日（金）午後2時～3時30分
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員委嘱について (2) 委員長の互選について (3) 令和元年度下半期 契約締結状況について (4) 令和元年度下半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①希望制指名競争入札（2件） ②指名競争入札（2件） ③随意契約（特命随意契約）（3件） 4. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	<p>令和元年10月1日～令和2年3月31日</p> <p>492件（内訳：制限付一般競争入札10件、総合評価方式入札4件、希望制指名競争入札176件、指名競争入札80件、随意契約222件）</p>
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 各審議案件資料 4. 審議案件補足資料、その他資料
審議案件	<p>合計 7件</p> <p>「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり</p>
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和2年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和元年度下半期 契約締結状況について
事務局が令和元年度下半期の契約締結状況を報告。
平均落札率は91.8%であった。
2. 令和元年度下半期 審議案件7件について
事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、
質疑を行った。
 - (1) 希望制指名競争入札（2件）
 - ①「北区役所第一庁舎非常用発電設備整備工事」
 - ②「王子第五小学校校庭改修工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者落札他全者辞退または不参加で、結果として1者入札となっている。1者入札は競争性がなく、落札率も高い傾向がある。6者中4者が「技術者の配置が困難である」としている辞退理由を見て、どうすれば解消できるか、対策はあるのか。今までにも問題となっているが、区としての対応は。 ・「技術者の配置が困難である」という辞退理由について、指名業者数を増やすなどの対応はできないのか。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の指名数について。基準によると、予定価格が2,000万円を超え 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、業者との意見交換の場があり、その機会を利用して意見徴取している。また、辞退理由をできるだけ具体的に記載してもらうことについて伝えている。 ・申込から入札までの期間に業者が東京都や他の案件を受注することもある。そのため、できる限りその期間を短縮し、そのような事態の抑制に努めながら、入札を行っている。 また、業者は複数案件に希望を出し、落札できたところから技術者を配置していくこととなり、それによって他の希望していた案件に応じられなくなるということは生じる。 ・「技術者の配置が困難である」などの理由については、業者は複数案件について申込して落札できたものから体制を整えていくため、どうしても起きてしまう現象である。申込から入札までの期間を可能な限り短縮したいところであるが、手続きや見積期間など法令で定められている部分もあり、容易ではない。指名業者数については、区内事業者の数も限られるため、増やしても大きな効果を期待することは困難と思われる。業者を幅広くとれるものについては数を増やすことも考えるなど、区としても解消に努めていきたい。 ・本件は、台風19号の後に一般土木工事の業種で選定を行った案件であ

<p>ているため8者程度の指名が必要であるはずだが、6者希望・6者指名にて希望制競争入札となっている。業者の選定理由として台風19号の影響などを挙げているが、やむを得ないという判断をしたのか。また、そのような対応をする根拠はあるのか。</p>	<p>る。対象業種の業者の多くは、台風の影響に対する緊急の対応や、それにより既に施工中の工事との調整をしている状況等が考えられた。限られた業者数の中では、希望した業者以外を任意で指名しても対応できる状況ではないと判断した。</p> <p>指名業者数については、基準の中で予定価格により定めているが、それによりがたい場合は入札等審査委員会で協議して定めることとしており、審査委員会にて協議した結果、認められた。</p>
---	--

(2) 指名競争入札 (2件)

③「指定喫煙場所パーテーション等設置委託」

④「NTC周辺道路バリアフリー化整備工事(Ⅱ期)」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この案件も①同様、1者落札他全者辞退または不参加であり、結果として1者入札となっている。業者の辞退理由に「仕様に対応できない項目が含まれる」「期限内の履行が困難」といったものがあることから、業者の事情だけではなく、仕様などにも問題があるように思われる。区としてどのような対策をとればこういった現象が避けられると考えるか。 ・結果として1者入札となったことに加え、落札率が100%である。区として、このようなことを解消する努力が必要ではないかと考える。 ・本件が工事ではなく委託なのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は喫煙所のパーテーションを設置するものである。本件では設置場所が橋の上等基礎の打てない特殊な場所であったため、基礎を打たずにできる、安全性を考慮した設置方法の検討に時間を要した。また、検討した方法で履行可能な業者の情報収集などにも時間を要し、その結果履行期間の設定が厳しいものになってしまった。仕様の内容については、事故防止のため、厚み、重さ等を計算した材質を求めているが、特殊な材質や技術などを求めているものではない。また、複数業者で対応可能という情報も得ていたところである。 ・区としても制度の改善等を検討しているところではある。本件については、所管課と仕様内容について改善をはかりながら入札に至ったが、このような結果となってしまった。 ・本件はパーテーションの作成・設置のみで、掘削などの工事が発生しないためである。工事として出すことも可能ではあるが、工事とした場合単価が高くなり、予定価格が高騰するため、総合的に判断し、物品委託での扱いとした。

<p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この案件は、一度入札を中止しているとある。これについて詳しく説明していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、業者への通知後、仕様の中の数量の積算単位に誤りが認められたため、入札をいったん中止としたものである。正しく計算し直したうえで、再度入札にかけた。
---	---

(3) 随意契約（特命随意契約）（3件）

- ⑤「個人住民税システムの令和2年度税制改正対応委託」
- ⑥「ハンガリーフェア運営実施委託」
- ⑦「学校給食費保護者負担軽減策に係る教育系システム改修業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の妥当性を確認するにあたり、複数者からの見積もりを徴収していない。他の業者にもハンガリーとの関係があるところもあるのではないか。 <p>・ハンガリーフェアの結果はどうだったのか。</p> <p>⑤及び⑦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑤は税の徴収、⑦はサービスの提供という、自治体財政の入力と出力の両方にシステムが使用されており、その改修にコストがかかっているというところに関心を持った。 ⑤の税のシステム改修については、システムの導入が平成18年と記載されており、10年以上前に決めた業者のものを現在も使用していることになるが、そこに問題はなかったのか疑問である。 ⑦の学校給食の負担軽減策については、負担軽減に充てる費用のほかにシステム改修にも費用がかかっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のオリンピック開催にあたり、各自治体が事前キャンプの誘致活動を実施した。ハンガリーのオリンピック協会や柔道連盟が事前キャンプ地の候補に北区の体育館が適地であるとして、北区と協定を結ぶこととなった。本件の業者は、ハンガリーのスポーツ競技団体が今回のオリンピックにおいて日本で活動するうえでのサポートを行っており、他の業者では対応ができないということであった。 ・大変好評だったと聞いている。ホームページでも公開されているが、フェア当日は約1200名の来場があったとのことである。 ・システムの調達・運用コストは大きく、区としても長らく課題となっている。⑦の給食費については区独自の事業であるため改修は特注となってしまうが、⑤の税のシステムについては特注の必要性は少ない。コストを抑えるべく、特注とする部分をできる限り少なくし、パッケージシステムに合わせ業務を見直していくことも必要であると考えている。金額の妥当性については、情報量が圧倒的に相手優位になってしまうところがあるため、難しい部分であると認識している。

ることを知り驚いた。手作業で処理を行えば、もっと多くの子どもが恩恵を受けられたのではないかと考えてしまう。海外では、社会保障制度の運用にあたって手作業で事務処理を行い、システムを使用しない国もある。日本では制度運用のために徴収した費用の多くをシステムに使用しているという実態がある。

経済学でいう「ロックイン効果」といって、一度システムを導入すると、入れ替えにはコストが多くかかるため、入れ替えせず使い続けることになる。使い続けていくと改修等の費用が徐々に膨らんでいき、本来充てるべき部分への費用がその分減ってしまうということが言える。このような現象は様々な分野で起こっている。今後、この点を改善していく必要があると考える。

審議結果

・入札について、概ね適切に執行されていると認められる。

・1者入札、他は辞退または不参加であり、結果として1者入札となっている案件が散見される。業者側の辞退理由の記載徹底協力を促すだけでなく、区としても辞退理由等を分析し対応策を行うことで、より適正化に努め、競争性の見える化が望ましい。

・システム導入における「ロックイン効果」について、解消に向けて北区として今後何ができるか検討してほしい。また、情報連携など区民への利便性も考慮し、デジタル社会にふさわしいシステムの構築につながるものとなるようにしていただきたい。

・特命随意契約の金額妥当性確認書については、当委員会での指摘から実現され、活用されているようである。今後もこのような姿勢を続けていただきたい。